

取組の実施状況の公表（大阪府羽曳野市）

令和8年7月31日 公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項に基づき、取組の実施状況を公表します。

1 数値目標の達成状況

登用、配置、育成及び教育訓練関係			
目標項目	数値目標（時期）	最新値（時期）	目標設定時最新値（時期）
管理的地位に占める女性職員の割合	25%（令和12年度）	24.4%（令和7年度）	24.3%（平成27年度）
役職段階に占める女性職員の割合	40%（令和12年度）	33.9%（令和7年度）	33.3%（平成27年度）

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の延長に伴い、同法に基づく特定事業主行動計画についても延長を行いました。

※国からの通知に基づき計算方法の見直しを行いました（数値目標・最新値）。詳しくは特定事業主行動計画9ページをご参照ください。

2 令和7年度における取組内容

継続勤務及び仕事と家庭の両立関係
相談員の育成 （令和7年度における取組） 職場におけるハラスメントに関する苦情又は相談の申出に対応するため、総務部人事課、学校教育部教育政策課、水道局総務課及び市民生活部人権推進課に相談窓口を設置しているところであり、平成29年度から外部機関で実施される相談員育成研修会への派遣等、相談窓口配置される相談員の育成を継続的に行っています。 制度周知 （令和7年度における取組） 育児休業制度の改正にあわせて、「育児介護応援ハンドブック」等で育児休業制度や育児に関する休暇制度、また、介護に関する休暇制度等の周知を図っています。 また、子が出生する予定のある職員、3歳未満の子を養育する職員への面談や、育児プランシート【出生時・育児期】の作成、育児休業収入シミュレーションシートの活用により、育児休業を取得しやすい職場環境を整備しています。
長時間勤務関係
ワーク・ライフ・バランスへの積極的な取組 （令和7年度における取組） ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職場一体となって業務の効率化・意識改革に取り組めるよう、平成29年度から庁内イントラネットを活用した啓発を継続的に行っています。